
研究資料

国有林経営の計画と会計**—深刻な現状とその対策—**

栗村 哲象*

**On Management Planning and Accounting
in National Forests Enterprise
—A Description of the Present Crisis and
Recommended Countermeasures—**

Tetsuzo KURIMURA*

I 序 説

国有林経営がサラ金地獄の状態に落ち込み、一般の企業の場合であれば文字通り倒産寸前の状況を呈していると言われ出してもう10年近くになる。確かに借金の元利支払のためまた借金を重ねると言うまさに自転車操業的な悪循環に完全に陥ってしまっているようである。こゝ4, 5年は立木などの本来の売上高が2,000億円にも達しなくなっているのに、平成元年は年度末までに恐らく3,000億円もの借入が行われなければならないであろうが、それでもその70%は直ちに償還金と支払利子に当てられてしまうであろう。そして恐らく借入金の残高は2兆円を突破するであろうし、累積赤字も9,000億円近くになろう^{注1)}。実はこの累積赤字9,000億円も、あとで詳しく見るように、或種の会計操作によって表面上はこれでも実態より小さく表わされているのである。実際はこれに4, 5千億円も上積みされた額とみるのが普通の見方であると言えよう。しかも、この累積赤字は年々大量の土地や林野などを売却し、いわゆる「雑収入^{注2)}」を大中に計上した結果によるものであることを見逃してはならない。それはどれ位の額に達しているかと言えば、本年度の推定額も含めて過去

*鳥取大学農学部 附属演習林 林学研究室

Laboratory of Forestry Science, University Forests, Faculty of Agriculture, Tottori University

注1)借入金残高と累積赤字の合計額約3兆円を国民1人当たりでみると約2.5万円となり、1世帯でみると、1世帯4人とすれば、約10万円となり、最終的にはこれだけ負担しなければならないことになる。なお国鉄(国鉄清算事業団)の場合、借入金残高28兆円とすれば1世帯当たり更に90万円負担しなければならないが、更に国の借金(国債)が162兆円(平成元年度末予想額)であり、これは1戸当たりでみると約540万円であるが、これも最終的には国民が負担しなければならないわけである(もっとも国債の場合、約90兆円は建設国債であり、資産の裏付けがあるとされているものの、その資産も年々減価しているのであり、次第に裏付けもなくなって来るであろうし、又赤字国債の新規発行は平成2年度で零となる予定とされているものの、赤字国債の残高も72兆円にもなっている)。

注2)国有林の「雑収入」に計上されているのは土地や林野の売却代だけではないが、それが大きい割合を占めていることは間違いないところである。

17年間に7,000億円以上にも達している。本来から言えばこれも累積赤字9,000億円に上積みされて然るべき額と見ておかしくない。

そうすると通常の経営にもとづく実質的な累積赤字はこれ又何と2兆円を突破していることになる。

このように何とも凄じい状況であるが、もちろんこゝに立ち至るまでに、何度か対策が打ち出され、或程度種々の手が打たれて来たことも事実である。例えば10年前(昭53年度)6.5万人であった職員を今年は3.7万人まで減らすなど色々行われて来たし^{注3)}、これからも行なわれようとしている。

しかしそれでも今後、償還金や利子の支払額は文字通り加速度的に増加の一途を辿ることは確実であり、他方収入の大宗を占める立木や林産物の売上高は資源的な制約などもあってまず横ばいと言うことすら期待出来ない。とすれば、このまゝ推移するなら破局はもう明らかである。

それでは一体、国有林はどうしてこの様な状態になってしまったか、についてこゝで少しく触れて置く必要があるかも知れない。まとめて見れば大凡次のような原因があげられよう。

- ① 外材の大量輸入を原因とする材価の低迷と他方林業労賃等経費の上昇に起因して林業経営の採算性が構造的に悪化してきたこと。^{注4)}
- ② 木材の代替財の出現による圧迫、木材建築戸数の相対的低下などによる需要の相対的低下が進んだこと。
- ③ 国有林はもともと奥山が多いところに、高度成長期当時の国有林に対する国内の民間企業サイド(や政治家サイド)からの強い要求に応じて過伐となり伐出に便利なところは大方伐りつくされ、伐出経費の多くかゝる更に奥深い山から伐出しなければならなくなっていると言われており、このため採算性が益々と悪くなって来たこと。
- ④ 高度成長期に上げていた利益(黒字)は内部に蓄積し積み立てられることなく、一般会計に繰入れさせられて来たこともあって低成長期に対する備えがなかったこと。独立採算制と言っても形式的なものに止まったのであり、実質上はそれを貫くことが出来なかったこと。
- ⑤ 赤字が定着し始めた昭和51年から高利(7%以上)の長期借入金の導入を始めたこと(その当時国家財政も逼迫していたこともその背景としてあった)。
- ⑥ 国有林内部の問題として経営者側と労組側の厳しい対立、労組内の対立等々もあり、又経営内の諸側面における能率の悪さもあって、これらが、国民の協力(一般会計よりの大巾な繰入れ)を得ることをますますむつかしくして来たこと。

注3) 今までの中央森林審議会の答申を始めとしさまざまな提言が行われ昭和40年からでもかれこれ10回にもなる。最近時の合理化の主な方針は次のようである(林政審議会答申1986, 12)

- ① 森林施業については複層林、広葉樹林の造成、天然林施業の展開を計り、自然保護を重視した森林施業を推進する。
- ② 業務運営に関しては、立木販売方式への指向、請負化の一層の促進と営林署業務の縮減効率化の推進をはかる。
- ③ 要員に関しては改善期間(平成5年度末)内に2万人規模の実現を計る。
- ④ 組織・機構に関しては、林野本庁、営林局、営林署を通じ徹底した簡素化を計る。
- ⑤ 企業的販売活動を強化し、森林空間の総合的利用、土地の売り払い、貸付を促進する。
- ⑥ 財源対策として、分取育林制度の拡充、緑資源を基盤とする資金導入を検討する。

これらの方針のうち①については、造林費を節約するための“手抜き施業”と評されている。

注4) 図5, 図6を参照

大凡そのような事情が重なって相互に原因となり、又結果となって今日の状況を招来したのである。

このまゝ行く場合、当然の帰結として予想される“破局”とは具体的には一体何を意味するのであろうか。それは国鉄のような分割民営化であろうか。言うまでもなく要請されて止まない森林の公益的機能、森林生産に必要な超長期間などのことを考えればすぐ分かるように、国有林は国鉄のような事業と全く異なり、簡単に民営化の可能な業種でないこと説明を要しない。民営問題どころか、このまゝ推移すれば伐採価値を既に持っている森林はもとより、将来価値を持つに至るであろう森林も伐られ或は価値を消失し、人的組織も自然に消滅、ただ現在の何倍何十倍もの莫大な借金のみが残り、結局一般国民がこれを負担しなければならないと言う事態が考えられよう。今やかゝる破局を回避し、或は犠牲を最小に止める方途を見極める必要に迫られていると云えよう。

このような点を検討するのが本論の最終的な目標である。ただ、国有林経営内部について特別詳しい情報は得られているわけではないと言う制約された条件下における研究であるだけに、公表されている各年度の国有林野事業統計書を主体とせざるを得ないので、勢い国有林経営の計画との関連性において会計的な側面を中心として取上げることになる。

さて、国有林が国有の1つの独立した経営体（ないし企業体）としての事業体であるかぎり、国の経営（ないし企業）体としての確固たるそして永遠の目的があるはずである（一時的な目的しかない場合なら独立した事業体である必要はない）。その目的が明確でなければ経営体は進むべき方向が定まらないこととなる。そのような目的があればその目的を果すためにその経営体は永続的であらねばならない。永続的であるためには独立採算制が望ましいとみられるのは一応首肯し得るところであろう。それ故、その目的に合致した運営が可能な事業形態のもとで経営計画が立てられ、そしてその計画に従って企業が運営されなければならない。ところでその場合も経済社会の常なき変化もあって必ずしも一時的にしる計画通りの結果を招来するとは限らない。これに対しては常に対応策を構じていかねばならないのは当然である。そのためにはいずれにせよその実績が正確に物量的及び金額的に計測されて、その成果が正しく理解出来るよう表明される必要がある。そのような成果とその過程を正しく表明するのが実は会計（制度）の基本的な任務に外ならない。

要するにその場合の会計（制度）は企業の実績を良かれ悪しかれそのまゝの姿で写し出す鏡のような存在であり、またそうあらねばならない任務を持つものである。しかし、その鏡が姿を写そうとする人の希望を入れてゆがめて写すようなことがあれば、その鏡はかえってその人をまどわすことになる。しかしこのような現象が国有林経営の目的（即ちその計画）と会計との間に存在しなかったのかどうか。このことを検証することがこれからの国有林の在り方を探る上で是非必要なことではなないだろうか。しかしこれはまるで回顧趣味におちいるが如きものとされ、国有林経営の在り方を探るにはまさに迂遠に過ぎるものと評されるかも知れないが、本稿では国有林における従来の計画と会計の関連性の問題を明確にすることが、国有林の今後の在り方を律するものとして重視するものである。そこでこゝでは国有林の経営計画と会計制度の簡単な概要を国有林始まって以来今日迄の経過を前もって少し振り返ってみて置くことが必要と考えられる。

わが国の国有林は明治前期その成立以来、幾多の曲折を経て明治32年より「国有林野特別経営事

業」に着手し、逐次その経営計画の樹立に努め、また事業も同時並行的にすすめつつ、「内地国有林」における計画は予定の面積についてはようやく大正10年に一応の完了を見たと言える。しかし初期の段階で国有林から皇室財産林として分離された「御料林」や、開拓事業との特殊な関係から別の所管となった「北海道国有林」における経営計画とその実施はそれぞれ別個の途をたどった。

「内地国有林」についてみると、その後昭和12年頃に至るまではその計画に従ってほぼ順調にその実施並びに計画の検討が続けられたと言えよう。

しかしその頃から約10年間は戦中戦後の混乱期であり、それまでの経営計画を大きくゆがめて増伐に次ぐ増伐が行われた時期である。戦後昭和22年において、「内地国有林」、「御料林」、「北海道国有林」は統合され、独立採算制の国営企業として再出発したのである。その後約10年間は新生国有林の再建整備の時期であったと言えよう。

しかし戦後経済の復興につれて木材需要が増大し、これに対応するため国有林の計画は大きく変更を余儀なくされ、このような状況は約10年間続いた。その後から現在までの約20年間は、外材輸入の増大、材価の低迷、自然保護運動、国有林人件費の増大などにより経営条件が逐次悪化し、特に最近10年間は借入金の増大、赤字の増大が年々加速度的に、経営計画は又大きくゆがめられ、事業は縮小に追い込まれる事態となっている。

又、国有林の会計制度について見るならば、国有林成立以来大戦後の昭和21年までの間は国有林の特別会計制度を模索した時代であったと言えるが、その基調はあくまで一般会計に過ぎなかったと言えよう。戦後昭和22年度から独立採算を基本とする企業会計として特別会計制度が導入されたが、現在に至るまでその会計も数次の実践上の変遷を経て来た。

立木資産の経理は昭和22年以来、林業会計として独特な「恒常在高法」によって行われて来たが昭和45～47年と赤字基調になったため昭和48年にはそれは大きく転換し遂に一般の企業会計原則に準拠した「取得原価主義会計」にとって代わられた。昭和48年以前における「恒常在高法」による会計においても一定範囲の変化があり、又それ以後における「取得原価主義会計」においても変化がみられる。

このような特別会計上の大小の改変は、それぞれの時代的背景や経営条件の変化に対して他律的に或は自律的に対応するためにとられた対策という性格が強いとみられる。このことについて注目したいところである。

又国有林会計上の今1つの課題は、従来から国有林自身が行ってきた治山事業を経理上どの様に取り扱うべきかと言う点である。国土保全を目的とする治山事業はその本質上、公共事業的性格を持ち、企業的な会計にはなじまないものである。治山事業にかかわるこの会計の取扱いの変化とその背景についても経営計画と会計制度におけると同様、戦前期と戦後期に大きく2つの期に分けて、それらの関係も見ることとしたい。そしてこの観点からも国有林経営の現状を明らかにしたいと考える。

最後に国有林の今後進むべき方向、現状から脱出する方途を考察し、いささかその私案を呈示することとしたい。^(註5)

なお本稿を草するに当り、小笠原隆三教授には貴重な御意見を賜わり、又魚住郁司助教授には種々

御協力を賜わった。記して深謝するものである。

もしも本稿中に誤りや見当違い或は説明不足等があればもちろん筆者の責任に帰せられるべきものであることは言うまでもなく、他日機会をみて訂正なり補足をさせて頂く所存である。

II 戦前期における国有林経営の計画と会計^{注6)}

1. 模索期（明治初年～31年）

日本に於ける土地制度では、土地の所有は徳川時代に至って認められるようになったものの、その売買は禁止されていた。明治時代に入って、政府は地所永代売買の禁制を解き、国有地と民有地の区分に着手した。

明治19年に至ってようやく国有に属すべき林野がほぼ確定し、同23年より実測調査（山林原野調査事業）に着手（完了は37年）し、施業案編成の必要に迫られることになった。しかしその実行の条件が整わず、明治26年から1部実施に移されたものの、27年に318ha、28年に119ha編成されたのみであるが、これが組織立った国有林施業案の最古のものとされている。

これに依ればその施業方針は材積最多主義により収穫の連年保続を期し、保安林的地域は択伐によるが一般には皆伐作業によるべきことを指示している。この施業案はドイツでも最集約とされるザクセンの規程の影響を受けた極めて緻密なものであった。この方法を一般的なものとすることは労多くして効少しとされ、次期（明治32年以後）に至るまでに編成されたのは僅か数千haに止まったと言う。

次に国有林と関連の深いこの期間における御料林についてみる。

皇室財産の基礎確立のため明治18年に御料局が設けられ、翌19年から23年までの間に、急遽約360万haの官林（内地約160万ha、北海道約200万ha）が御料地にいったん編入された。しかし地元民の根強い反抗等のため明治27年北海道の約140万haが無償で下附されたのをはじめ、順次不要存林野として処分の方針がとられるに至った。

この御料林野はまだ境界が判然とせず面積も確定（未測量）せず、且つ樹種・蓄積等も未調査であったから秩序ある植伐事業は不可能であったので、まず明治26年より境界の査定、測量などを全国的に始めたのであった。

次に国有林とは言え特殊な事情にある北海道国有林についてみる。

明治政府は当初北海道を「開拓すべき地」として位置づけたため、北海道国有林の歴史は同時に開拓事業の歴史であったと言える。

明治19年北海道庁が設けられ国有林の山林事務は農商務省から北海道庁に移管され、更に明治30

注5) 本稿は1988年2月に出版された R. Handa 編著, Forest Policy in Japan pp. 457 (Nippon Ringyō Chōsakai, Tokyo, Japan) のIII Forestry Policy のうち筆者の著述部分である 5. Management Plan and Accounting System of the National Forests (p. 197~210) を翻訳し、且つ最新のデータにもとづいて書き加え、分量にして約2.5倍となっているものであることを附記する。

注6) この項の記述は参考文献中1), 10), 11), 13), 14), 16), 19) に主として拠っている。

いちいち引用は煩雑のため避けた。

年内務省直轄に所管替となった。しかし当時の北海道国有林の管理は盗伐の横行を見るなど、野放しの状態にあったと言える。

次にこの期の会計制度についてみよう。

明治(1868~1912)に入って北海道本州合わせ当初約1,000万haを超えると見込まれた官林山野(国有林)が形成され、その管理は明治7年までは各省間を転々として特定されなかった。その管理に必要な経費は予算制度もないままに大蔵省でそのつど支出されていた。

明治5年始めて各官庁の「歳費定額制度」がとられ、予算制度が出来たのは明治6年のことである。明治9年各庁一般の経費中、鉄道・電信・鉱山など作業に要する経費は、他の一般経費と区別し経理される特別会計制度を採用することとなった。

作業費は興業費(資本創業費に当るもので資本的支出に相当)と営業費(平常の事業費に当る)とに分けられ、作業益金(事業による収益に相当)の中から興業費は償却されることとした。

そしてこのような一種の特別会計制度のもとに、明治9年度から国有林では施業計画のないまま既に伐採事業が始められた。この山林作業については興業費はなく全部営業費であった。しかしこの制度も明治12年度限りで廃止され「定額制度」に復帰した。

理由は事業の実態から、官林の事務は定額を以って処弁するのが最適と確認されたことによると言う。

明治19年に至り現在の営林局署の前身である「大小林区制度」が創設され、同時に経営の基礎を固め営林事業の拡張を図るため、一種の特別会計と言える「森林資金制度」が創設され、同20年度から施行された。

この制度は森林収入の内、北海道及び沖縄県の分以外はこれを国庫中の「別途部」に入れ、森林に要する費用はすべてこの「別途部」から交付するもので、毎年度の残金は翌年度に繰越されることになった。

しかしこれも2年間しか続かず、22年度から山林収支は一般会計に入れられ、明治31年まで一般会計として行われた。

2. 形成期(明治32年~大正10年)

国有林野のうち、不要存置林の売払見込金を資金として、当初10ヶ年計画で「国有林野特別経営事業」を起こすこととなり、明治32年(1899年)より実施された。まず、比較的優位の森林211万haについて、施業案編成もその一環として行われることとなり着手された。^{#7)}しかし仲々進行せずそのため計画を幾度か変更し、比較的優位でない森林については簡易な施業案を行うも可とし、又期間を結局13年も延長することによって大正10年(1921年)までには当初の計画を199万ha上回る410万ha(その経費252万円)即ち沖縄の一部を除く、要存置内地国有林のうち施業案が必要とされた部

注7) 施業案編成業務の規準は明治32年9月9日、農商務省訓令第42号を以って国有林施業案編成規定が公布され、国有林の経営は、森林を法正状態に導き、確実なる保続的収穫を挙げることを目的とし、輪伐期は用材林にあっては森林純収入の最大なる林令としたもので、ドイツの施業案編成規定を模倣し、完全なる施業案の編成を期したものであった(文16, P.20)。

分の全部について編成を終え、又その間逐次検訂業務も進めて「特別経営事業」を打切ることが出来た。

ここに23ケ年を要した日本国有林経営の基礎固めを完了したのである。

この期の施業案の基本的な方針としては、例えば大正3年の国有林施業規定においては、土地純収益説による純収益最多の時期をもって伐期令とするなど、収益性に主眼をおいていた。^{注8)}

標準年伐量の算定方式としては面積を標準とし、各分期の収入に大差がないよう標準量を定め、施業上特別な事由がある場合においてのみ材積を標準にすることが出来た。

次にこの期の会計制度についてみる。

既に見たように明治32年より「国有林野特別経営事業」(主として施業案の編成を内容としたもの)を始めることになり、これを実施するために「森林資金特別会計」を行うこととなった。

これはその後23年間、大正10年「国有林野特別経営事業」の終了まで継続したのであった。

次にこの期における「御料林」についてみよう。

明治32年度より施業上急を要する御料地の第I期計画としての施業案編成に着手し^{注9)}、それは40年度までに約41万haについて、国有林の場合に比べ順調に行われた。その理由はまず本州の優良林分及び便宜の林地を先にし、順次北海道及び不良林に及ぼしたことによる。

更に明治41年度以後においても在内地御料林30万ha、在北海道御料林70万haについても毎年5万haを目途として施業案編成の第II期計画をすすめるに至った。

この場合の編成方針の基本的な考え方としては収益性を主眼としたもので、例えば伐期については森林純収益説による収益最多の時期をもって伐期齡とし、作業種は内地は皆伐、北海道は択伐を主としていた。

御料林経営は内容的に優良林が多かったためもあり、明治40年代においてすでにその基礎を確立し、大正年代に入って著しくその内容を充実したとすることが出来る。

なお、この期における「北海道国有林」の経営計画についてみよう。

北海道国有林については明治32年には「北海道10年計画」が樹てられ、その一環として施業案調査が始まった。これは面積・蓄積なども目測調査によってなされた粗放な簡易施業案もしくは仮施業案程度のものに過ぎなかった。

そして又それは根本的には北海道開拓の財源づくりのためであったと言うべきで、合理的林業経営に役立つようなものではなかった。

そこで明治40年より新規に施業案編成にとりかかることとなり、大正7、8年頃から逐次集約化の方向で施業案の編成がすすめられ、それまで一林班標準3,000haであったのを300haとするなど改められたが、その内容は依然として粗放なものであった。大正11年までに北海道国有林について187万haの編成がなされたに過ぎなかった。

注8) 文献16) p. 33

注9) 御料林の施業案編成は、境界測量が明治27年着手され、明治32年「御料地施業案編成準則」を設けて着手したのであった。

3. 充実期（大正11年～昭和12年）

この期は要存置内地国有林施業案の編成が大正10年に終了した後、大正11年度（1922年）よりその10分の1づつ即ち約41万ha（約32事業区）が毎年検訂され、ほぼ順調に施業案が施行された期間と言える。それは昭和12年頃まで続いたが、昭和13年以後は戦争のため施業案は大きくゆがめられることになる。

前期・本期を通して国有林施業体系（樹種・作業種・輪伐期など）の変遷をみると、当初に於ては国有林の大部分は広葉樹天然生老齢林で、当時の針葉樹皆伐喬林作業級中には広葉樹林を皆伐してスギ・ヒノキ・マツなど針葉樹へ樹種転換を計画したものが多く、針葉樹林は年々増加していった。この樹種改良等の必要と、施業が簡易なため皆伐喬林作業が圧倒的に多かった。

ところが、大正の中期より末期におけるドイツを中心とする歐洲林業の皆伐一斉林施業否定の考え方に影響されて、昭和に入ってから毎年施業案の検訂毎に皆伐作業は択伐作業又はこれに近似せる施業法に変更されて択伐作業は増加し、大正末期全施業地の50%を占めていた皆伐喬林作業は、検訂を一巡した昭和12年には31%に減じ、逆に当初8%に過ぎなかった択伐喬林作業は同年には最高の32%に達したのであった。しかしその択伐喬林作業の実態をみると本来択伐を行うべき林分については一部行われたものの、多くは択伐作業の名の下に地利不良の林分について優良木のみを抜き伐りされるに止っていたとみられている。^{註10)}

この期の会計制度としては、前期と異なり、一般会計に復帰して、国有林の会計は一般会計の中で行われたのであった。

つぎにこの期の御料林について見る。

御料林の第2期施業案編成事業は昭和3年（1928年）までに約111万haについて完了した。従って第1期の分（約41万ha）を合わせ御料林（林業地・準林業地・林業外地に区分された）のうち林業地の全部約152万ha（162事業区）について完了したのであった。

「林業地」においては各事業区毎に植伐の均衡により保続経営を図った。

この事業区の大きさは1,000～10,000haの多様さを示した。事業区は更に輪伐区に分かれ、輪伐区は更に区画班に分かれ、この区画班が普通施業単位となった。時にはこれを更に林相班に細分するなど、作業の集約化に対応するもので秩序ある植伐によって合理的経営を行う方針を確立し、御料林の近代的経営を可能とした。

注10) このことからこの時代をもって「択伐天然更新への時代」と言うことが出来る。

この択伐作業への転換の理由をみると、皆伐人工林作業の失敗が挙げられ、又その当時ドイツが択伐天然更新時代に既に入っており、この風潮にならったということが挙げられよう。我国では昭和に入ってから毎年施業案の検訂毎に皆伐作業は択伐作業へと変更された。

我国では択伐作業の名のもとに優良木の抜き伐りになっていたと言う点については、当時の国家及国有林の財政の困窮状態がその原因をなしたものと考えられよう。野村進氏氏は次の如く言っている。「従来の施業案なるものは、その大部分は年伐標準量として質よりも量に基準を置き、経営の中軸となるべき価値を全く無視して来た。そのため昭和初期の世界的大不況時代には、専ら収入の獲得を目的として、この量的に規制された施業案すらも無視して、全国至るところに優良木（高価値）の選伐が敢行され、また老間（老令林間伐）と称して……価値の高い立木はほとんど無差別に伐採された。極端な言い方をすれば、この期間だけでも国有林の立木の資産価値は半減したであろう」と。（同氏著、続森林経理考 P. 11）

次に北海道国有林についてみると、大正9年に北海道国有林施業案編成規程が制度化され同10年にその一部が改正されたが、内容的には大正3年に制度化された内地国有林の国有林施業案規程と殆んど同じであった。

北海道国有林は天然林で占められている関係上、択伐作業（多くは良木選伐的なもの）が主体となり、伐期齢として120～160年、回帰年として30～40年が採用されていた。

4. 戦時混乱期（昭和13～21年）

この期間は戦時中の増伐期と終戦より林政統一までの混乱期であり、国有林については前期迄の施業案を大きく修正した期間である。

即ち本期は戦争拡大し、国家を挙げて戦力増強の時代に突入し、平時に立案された施業案は植伐の基準に役立たず、非常時増伐計画を樹て、保安林等も含めこれに伴う臨時措置を講じ施業案から離れて増伐に次ぐ増伐が自由に実行された。内地国有林の増伐についてみると、伐採材積は昭和13年に対して昭和18年は、1.9倍に達していた。

また、御料林については、直接に施業案を修正変更するなどの臨時的な措置を構ることなく、施業案を広義に解釈・運営することによって非常時増伐が実行された。と言うことから御料林の場合、国有林に比べて増伐の程度は低かったとみられ易いが、それでも昭和18年の伐採量は昭和13年の1.7倍にも達していた。

これに対して北海道国有林は同期に4.7倍もの増伐が行われたのであった。

この期の会計制度をみると、会計は前期に引きつづいて一般会計の中で行われたが、特筆すべき点として、特別会計の創設が戦時林業政策の樹立の前提と考えられるようになり、昭和13年以後、国有林野事業の企業会計制度についての研究が進められたことがあげられる。

しかし、それは戦後昭和22年4月になって、企業会計的な独立採算による特別会計制度としてようやく実現したのであった。それまでは、歳入歳出（収支）にもとづく一般会計として経理されるに止ったのである。

Ⅲ 戦後期における国有林経営の計画と会計

1. 復興期（昭和22～32年）

昭和22年3月に国有林野事業特別会計法が定められ、国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発展を図るため特別会計を設けることとし、「内地国有林」416.8万ha、「北海道国有林」245.3万ha、「御料林」130.1万haが国有林（合計792.2万ha）として統合された。この3者の従来の経営計画

注11) 昭和23年農林省訓令第6号「国有林野経営規程」

第3条「要存置国有林については、経営上これを経営区に分ち、一経営区毎に、経営案を編成しなければならない」
第26条「経営区は、森林配置の状況、交通の便否、林産物の搬出及び利用の程度等を考慮して、独立して森林業を経営するに適正な区域で、これを設けるものとする」

なお経営規程は昭和23年以来大体10年を間隔として改正されて来ていると見られる。(文献20 野村進行 森林経
理考 P. 172～178)。

における基本方針は、いずれも法正林思想にもとづいて収穫の保続を目標としていたものの、細部については相違していたこともあり、昭和23年4月には新しい国有林野経営規程が制定^{註11)}され荒廃した国有林の整備及び特別会計制度発足に伴う経営の合理化を図ろうとした。その概略は次の通りである。

森林計画については、全国国有林をまず経営区に分け、そしてそれを又林班に分け、更に小班に区分した。昭和26年度及30年度でみると経営区数はそれぞれ546及534であった。そしてその北海道・内地別の経営区数と平均面積を昭和30年度で見ると、北海道は171で平均約1.84万ha、内地は、363で平均1.22万ha、全国平均では1.42万haであった。1つの経営区は独立して林業を経営するのに適正な区域とせられたのであるから、原則としては1つの経営区には1つの営林署がおかれてしかるべきであるが、営林署は北海道では77、内地では257が設けられたに過ぎなかった。

このような経営区は更に林班に区分され、林班の平均面積は、北海道が約300haであったに対し内地は約100haであった。林班内に樹種又は作業法の異なる部分があるとき、林齢・地位・地利又は運搬系統が著しく異なる部分があるとき、土地の利用区分又は行政区分を異にする部分があるときには、林班は更に小班に区分された。

作業種についてみると、昭和23～31年の間、常に作業級面積の95% (417万ha) が用材林作業 (皆伐作業・択伐作業・漸伐作業) によって占められていたが、内容的には変化し、用材林作業を100%とすると皆伐作業は25%から40%へ、択伐作業は53%から46%へ、漸伐作業は22%から14%へと増減し、皆伐作業への切換えが目立っている。

伐期齢は伐期平均成長量又は収穫量が最大の時期を基準として、生産材の利用価値を考慮して定めることとした。これは敗戦後の狭い国土から可及的多量の材積を生産することによって、国民の需要に応えようと言う趣旨にもとづいたものである。そして民有林は短伐期で小径材生産が多いため、国有林は長伐期の主伐材から中丸太以上のものを、小丸太は主として間伐材によって供給することが期待されたのであった。

標準年伐量の算定については、戦中・戦後の過伐によって林力が低下し、将来の収穫保続に対して危機感が持たれたことから、森林蓄積の低減を防止し、これの充実を意図して、成長量法が採用された。この方法は成長量を基準にして伐採量を定め、正常蓄積を実現し維持せんとするものである。この正常蓄積は持続的に最高の成果を期待し得るような最低蓄積量とされた。この期のこのような経営計画に対応する会計制度についてみよう。

特別会計制度において特筆すべきは、林木資産の経理が「恒常在高理論」にもとづいて行われるようになった点である。そしてそれは基本的には昭和47年まで25年間続いた。

国有林の主な目的からすれば、木材を永久に国民に供給し続ける必要があり、そのためには年々の伐採量を成長量の範囲内に止めることによって森林蓄積を恒常在高 (固定資本) として一定量に保つことが必要で、もしも何等かの理由によって成長量以上の伐採が行われその資本を侵蝕したときは、その過伐による資本侵蝕の程度が、自動的且つ明瞭に財務諸表に表明され得る方法が必要であると考えられた。この方法として編み出されたのがいわゆる「恒常在高法」に他ならない。この考え方の背景としては、戦時中から戦後の復興期にかけて、森林の過伐が甚だしく、国有林の独立

採算制による公企業として存続するための基本条件として、会計上における資本維持が強く意図されたことによる。

初期の「恒常在高法」を具体的にみると次の如くである。昭和23年制定の国有林野経営規程（第65条）によれば「標準年伐量は成長量を基準としてこれを定めるものとする。但し現在蓄積が正常蓄積に対し過不足ある場合には、正常蓄積の確保を図るため成長量を補正して標準年伐量を算定することが出来る。」としている。

この基本理念は過伐によって荒廃した現実林（現在蓄積）を法正林（正常蓄積）に導くことこそその目標とならねばならないとするものである。それ故、現実の年成長量を即標準年伐採量とするのではなく、現実の年成長量を基準にしつつも蓄積目標を実現可能とする、現実より少なく補正されたものを標準伐採量とすることを当面の眼目としたのである。

さて、現実蓄積は一種の生産設備・工場と目され金額に見積られて固定資産と見なされた。それ故、現実の年伐採量が標準年伐量を超えた場合、その超過額だけ固定資産が減価するものとするいわゆる「減価償却引当金勘定方式」によって処理された。

森林蓄積は維持されるべき固定資産であると言う観念が強く打ち出され、このような引当金経理方式が用いられたのであった。

具体的にこの「減価償却引当金勘定方式」の仕組を概略みれば次の通りである。

現実の年伐採量が標準年伐量を超えた場合、その超過分はその年度の立木販売における平均単価によって見積られ、その額だけ固定資産が減価するものとして次のように経理された。

(借方) 減価償却費××× (貸方) 減価償却引当金×××

逆に現実の年伐量が標準年伐量に達しなかった時即ち伐採不足の場合は、標準年伐量と実際年伐量の差額に帳簿平均立木価格を乗じて金額を算出し、その額を次のように減価償却引当金勘定から繰戻す。

(借方) 減価償却引当金××× (貸方) 減価償却引当金戻入益×××

この伐採不足の場合、計算上戻し入れるべき金額の上限は引当金勘定残高となる。減価償却引当金の残高以上の伐採不足があった場合、その差額は立木資産（森林蓄積価）の増加とみることも出来るが、それは未実現のため保守主義の観点からこれを無視する。

他方、造林については、造林実行面積が標準造林面積に不足した時即ち造林不足の場合は、不足面積にその年度の造林実行単価の平均値を乗じた金額を次のように減価償却引当金勘定に計上する。

(借方) 減価償却費××× (貸方) 減価償却引当金×××

造林超過の場合は、超過面積にその年度の造林実行単価の平均値を乗じて得た金額を次のように減価償却引当金勘定から繰戻す。

(借方) 減価償却引当金××× (貸方) 減価償却引当金戻入益×××

この造林超過の場合、計算上戻し入れるべき金額の上限は引当金勘定残高となる。そして減価償却引当金の残高以上の造林超過があった場合、その差額は伐採不足の場合と同様に、保守主義の観点から無視されることになる。

2. 生産力増強期（昭和33～43年）

昭和23年制定の新しい経営規程による経営計画の編成は昭和28年度を以って全経営区について一巡し、戦中から戦後にかけて混乱していた国有林経営もようやく正常に戻った。

しかし、この経営案に対しては国有林全体の経営上の基本方針に基づいた統一ある体系付けが不十分であるとされるようになり、又全国森林の総合的な国家資源政策に対応するため、林地生産力の増強を基調とする「国有林長期生産計画」が昭和30年に樹てられた。

この計画における施業方針の主なものとしては、用材林については人工造林可能な地域は原則として皆伐施業を採用し、跡地には積極的に有用針葉樹の増殖を図ること（林種転換の積極的推進）、老齢過熟林のブナやその他の広葉樹林などは短期にスギ・ヒノキなど有用針葉樹に切りかえること（未開発林の開発促進）、大径材生産は最小限に止めること（伐期の短縮）、などであった。

この計画樹立の背景としては、日本経済の復興過程においてますます木材需要が高まってきたことが第一にあげられなければならない。即ちこの新計画は昭和30年下期から昭和32年上期にかけての好景気、いわゆる「神武景気」をひかえ、高まって来た木材供給増大への諸々の圧力に対応させられたものであったと言えよう。しかし、このような計画も極めて強い供給増大への諸圧力に抗し得ないことが明かとなったため、更に開発の進度を早めるべく、同計画を基として新たに「国有林生産力増強計画」が昭和32年に立てられ、生産力の更なる増大を図るため、老令過熟林等の人工林化、未利用林の開発等を行なうため、昭和33年には経営規程が改正（43年まで施行）され実施された。この規程では、従来の534の「経営区」は104の「経営計画区」に改められた^{注12)}。もちろん経営計画区は経営の単位であり、収穫保続の単位である。それを更に事業区に分けて、1事業区は1営林署で管轄することとしたので、事業区数は営林署数（410署、昭和33年現在）と一致することとなった。一方経営計画区内部の単位として施業団を設けた。これは、施業方法の標準化を図り、経営の合理化に資するための作業種に基づく区分であり、事業区をまたいで設けられた。伐期齢の決定方法としては収穫量が最大となる時期を基準とすることとなり、主として量によって需要の増大に対応しようとしたことが明かである。

以上のことから、標準年伐採量も増大することになった。即ち、現実の成長量の範囲を超えて伐採することにより積極的に林相の改良（人工林の積極的拡大）を図ることとした。このことはその改良によって将来、増大するであろう見込みの森林蓄積・或はその成長量を基準にして標準年伐採量を定めることになったとも言える。

昭和23年規程適用の最終年度である昭和32年度の標準年伐採量（1,251.7万 m^3 ）に比べ、新規規程施行直後の昭和33年度のそれは1,653.3万 m^3 と急に32%も増大することになった。しかしそれにも拘らず木材需要の増大のテンポは予想をはるかに超えるものがあり、計画をまたまた手直しせざるを得ない状況となった。そこで「国有林生産力増強計画」を改訂し、伐期齢の短縮と成長量増大の諸方法を構じることによって、一層の収穫量増大を目指す「国有林木材増産計画」なるものを新たに昭

注12)「経営計画区」という用語は昭和33年の経営規定改正で初めて出現した用語である。この経営計画区なるものは、昭和26年改正森林法の第4条の森林基本計画区内に原則として一つの経営計画区を設けることになっていた。

和36年12月に策定しその実施に踏み切った。その計画年収穫量は旧計画における年収穫量と比較すると約20%増であった^{注13)}。「木材増産計画」に即応して各営林局において経営計画区毎に経営計画が樹てられ実行に移された。ところがこの計画を実行に移した直後の昭和37年から国有林の資金事情が次第に悪化し経営上困難を招来することとなってきたのは何とも皮肉である。これは即ち、日本経済は高度成長を遂げて開放経済体制に移行し得る条件を満たし労働需給事情が完全雇用型の経済に近づくに従って、賃金の大幅な上昇をみ、又、一方、大量の外材輸入が木材需給を緩和し木材価格が安定的推移を示してきたことなどによるものである。

次にこの期における会計制度をみると、既に触れたように基本的には「恒常在高法」によっていた。しかしそれまでの経営計画を改めて「生産力増強計画」に移行するについては、これに対応して会計制度も手直ししなければならなかった。即ち昭和31年5月に国有林野事業特別会計法施行令が改正され、そして昭和32年5月に会計経理規程が定められて勘定体系の整備その他がなされた。

森林蓄積にかかわる勘定体系の整備の主なものは、「減価償却引当金方式」が廃止され、新たにいわゆる「調整勘定方式」がとられて「伐採調整勘定」と「造林調整勘定」が設けられたことである^{注14)}。この理由は先述したところから明らかなように、減価償却引当金方式のもとで生産力増強計画を進めると、ますます同勘定の金額が一方的に累増することとなり、引当金勘定で処理することは適切さを欠くものとなったからである。この調整勘定方式によって計画が実行された後、新たな経営計画が編成される時点で、この伐採調整勘定、及び造林調整勘定の残高は、実地棚卸による立木蓄積の増減額とともに資本剰余金勘定に繰入れもしくは繰戻しを行うことによって精算されることとなった。このような調整勘定方式の導入は、単に会計理論の観点から、合理性を求めて修正されたものとする見方が一般的にとられているが、見方によってはそれは木材需要の増大（増伐）に出来るだけ対応しようとしたものとの解釈も可能である。なぜなら、調整勘定方式の場合、減価償却引当金勘定方式の場合よりも、調整勘定借方計上額（伐採不足額）だけ貸方残高は小となり、過伐の程度を小さく表示できるからである。

又この期間中においては会計制度に於て注目すべき変更が行われた。それは昭和34年の伊勢湾台風の被害に対する緊急措置を契機として、これまで国有林野事業特別会計の中で国有林が行ってきた民有林野に対する治山事業の経理を、昭和35年度から同じ会計の中ではあるが、「治山勘定」という一般会計方式による別の小会計で行うこととし、本来の国有林事業の会計は「国有林野事業勘定」

注13) その時の計画収穫量は次のようであった。

昭和36～40年については旧計画量18,844 (千㎡) の18%増の22,270 (千㎡),
 昭和41～45年については旧計画18,856 (千㎡) の20%増の22,720 (千㎡),
 昭和46～55年については旧計画19,373 (千㎡) の23%増の23,862 (千㎡),
 昭和56～65年は旧計画20,608 (千㎡) の20%増で24,780 (千㎡),
 昭和66～75年は旧計画21,755 (千㎡) の22%増で26,444 (千㎡) であった。

注14) 具体的にこの「調整勘定方式」の仕組みをみれば次の通りである。

標準年伐量に対して伐採が超過したとき (借方)	伐採超過勘定 (P/L) × ×	(貸方)	伐採調整勘定 (B/S) × ×
標準年伐量に対して伐採が不足したとき (借方)	伐採調整勘定 (B/S) × ×	(貸方)	伐採不足勘定 (P/L) × ×
当該年度の必要造林量に対して造林が			
超過したとき (借方)	造林調整勘定 (B/S) × ×	(貸方)	造林超過勘定 (P/L) × ×
当該年度の必要造林量に対して造林が			
不足したとき (借方)	造林不足勘定 (P/L) × ×	(貸方)	造林調整勘定 (B/S) × ×

で行うこととした点である（両勘定を合わせて国有林野事業特別会計となる）。このような「治山勘定」の設置は消極的ながら国有林経営における企業性の強化・促進や公企業会計としての国有林会計の純化の方向を目指した措置と言えよう。ただ国有林野そのものを対象とした治山事業については、これをこの治山勘定に含めなかったことは、会計の純化がまだ不徹底であったことを意味すると言ふべきである。昭和41年度^{#15}から国有林野の治山事業の主要部分（とりあえず10大流域における治山に限定）については治山勘定で実質上経理されることとなった。その理由は国有林野自体の治山事業も民有林の治山事業と同じく、本質的には正に一般会計予算を財源として行われるべき公共事業であると考えられるようになったことによる。もっともこれには昭和37年以来国有林の財政難がますます大きくなってきたことがその背景となっていると言える。しかし国有林の財政が昭和41、42、43年と一時的にせよ好転したことと、昭和43年度から国家財政が一層困難となったことにより、一般会計からの治山勘定への繰入れは全く行われなくなり、国有林野そのものの治山は以前のようにすべて国有林自身の財源でまかなわれることとなった。

3. 調整期（昭和44年～現在）

このような経済情勢に対応して国有林も一層の経営合理化を迫られ、その一環として新たに「目標設定による分権管理方式」が導入され、又これにともなって「予算の一括配賦方式」が採用されるなど、国有林経営の実態に変化がみられた。

更に経営計画の整備によって管理上の指導性を一層発揮する必要性が認められた。すなわち、国有林の全体計画と個別計画とが有機的に関連づけられることが求められ、従来の規程（33年規程）に問題のあることが認識されるようになった。従来は経営の単位は経営計画区とされているものの、現実にはそれは経営の単位としての実質を有しないものも少なくなかった。経営はそもそも国有林全体で行われるものであるのに経営計画区を経営単位とすることは、経営全体の立場からみると総合調整機能を十分に発揮し得ないうらみがあるとされた。

そこで昭和44年3月に経営規程を改正^{#16}して計画体系を変更し、計画を経営基本計画・地域施業計画・業務計画とした。経営基本計画は全国森林計画に即して国有林野について5年毎に樹てられる15年を一期とする国有林野経営の基本的な計画であり、地域施業計画は地域施業計画区内の国有林野について各営林局によってそれぞれの計画区毎に5年毎に樹てられる10年を一期とする森林施業に関する計画であり、業務計画は5年毎に樹てられる全体業務計画、営林局業務計画及び営林署業務計画である。

ここに地域施業計画区（区数は80）とは、従来の経営計画区（区数は104）とは異なり、独立して重要な林産物の持続的供給を可能とする区域で、地域施業計画区の平均面積を営林局別にみると北海道では20万 ha 前後、内地では3～15万 ha であった。^{#17}

標準伐採量の決定については、原則として要改良林分の改良が行われた後の林木成長量の増加の

注15) 昭和41年度から、国有林野治山事業に一般会計資金の導入が開始されることになった。

注16) 昭和33年国有林野経営規程を改正し、経営目的に公益的機能の確保を追加したほか、計画体系等を変更したものである。

程度を勘案して定められることとなった。ところが、国有林は急に昭和45年に赤字(120億円)に転落し、続いて46年には一挙に350億円以上の赤字を出すに至った。

そこで、昭和47年^{注18)}にはこの経営収支の悪化を防ぐべく、採算にあう森林と不採算の森林とを区別し、皆伐新植は、自然条件や林業技術体系からみて人工林の造成が確実であり、人工林化による森林生産力の増大が相当程度(伐期平均成長量がおおむね5 m³/ha以上)期待される林分に限定することとした。それ以外の森林は公益的機能を期待すべき森林として位置づけられた。これはそのころ高まってきた国民の国有林に対する多面的な要請に丁度こたえ得ることにもなった。その結果、当然標準伐採量は減少し、昭和48年度^{注19)}では従来の規程による標準伐採量2,110万m³から新規程による1,650万m³へと一挙に22%も低減し、皆伐後の新植も16%減少して天然下種・択伐更新が増加することとなった。

以来、伐採量(伐採面積)は年々減少し、昭和60年度では1,231万m³(14.5万ha)となった(造林面積は、人工林が2.4万haで天然更新などを含めても9.9万haに過ぎない)。これに対し、年成長量は年々増加し、昭和55年には年伐採量を上回り、昭和62年度では1,796万m³となり、伐採量(1,124万m³)の60%増となっている。規程による計画上の標準伐採量は実務上殆ど意味をなさなくなって、公表することさえひかえられている。これは木材価格の低迷と伐出費の一方的な増加によって不採算林が急激に増加した結果であり、長期計画を本質とする国有林の経営計画がこのような経済条件の変化に対応しきれない状況にあることを端的に示すものである。

この期には会計制度として大きな変化がみられたことが特筆される。既に触れたように昭和45年から46年、47年と国有林はそれまでの黒字基調から一転して大幅な赤字を出すに至り^{注20)}、又資金難に直面するに至った。これは外材の急激な輸入増による材価の低迷と人件費の一方的な増大によるものであり、将来ともこの事態が好転するとは考えられず、それ故国有林会計としては将来に亘って継続的に相当の外部資金の導入を図らざるを得ない財政状況にあった。

この場合、外部資金の導入先として考えられたのは、「郵貯」であり、大蔵省としては公共投資としての造林投資(5年据え置き20年均等償還)及び林道投資(3年据え置き7年均等償還)であればこれを認める意向であった。そしてこの外部資金を導入するに当たっては、この長期借入金の用途である造林投資、即ち森林の造成過程を経理上明確にすることが求められ、又そのため、造林支出を実態に即して資本的支出として経理し、経営成績及び財務状況を明瞭に表示するなど一般に理解されている経理方法を採用することによって、特に国会などで容易に説明し得ることが借入れのために不可欠の条件として求められるに至った。

注17) 営林局別地域施策計画区平均面積を具体的にみると、旭川176,000ha、北見218,000ha、帯広238,000ha、札幌226,000ha、函館194,000ha、青森92,000ha、秋田148,000ha、前橋101,000ha、東京34,000ha、長野75,000ha、名古屋56,000ha、大阪29,000ha、高知36,000ha、熊本50,000haであった。

注18) 昭和47年12月に林政審議会から「国有林野事業の改善について」の答申がなされ、公益的機能を重視した森林施策の採用、近年の財務事情の悪化を踏まえて各種事業の合理化、組織機構の統廃合、人員配置の適正化、一般財源負担の拡大等が要請された。なおその2ヶ月前の同年10月には森林の公益的機能計量化調査の結果が林野庁によって発表されており、これにもとづいて答申がなされたことになる。

注19) 昭和48年3月に「国有林野における新たな森林施策」が実施され、皆伐施策における伐区面積の縮小、伐区の分散、保護樹帯の拡充等を図ることとされた。

注20) 表1、表2、図4などを参照のこと。

かくして昭和48年度に於て、従来から林業損益計算方法として行われてきた「恒常在高法」による独自の立木資産会計を根本的に改めて、今日一般に認められ実践されている企業会計原則に準拠した「取得原価主義による立木資産会計」の方法を採用するに至った^{注21)}。

この「取得原価主義会計」の方法を簡単に説明するならば、立木勘定を「造林仮勘定」（21年生未満の人工林立木但し昭和58年には26年生未満に改正）と「材積勘定」とに分け、「材積勘定」を「人工林勘定」（林齢21年生以上の人工林立木但し昭和58年には26年生以上と改正）と「天然林勘定」（すべての林齢の天然林立木）とに分けて、立木資産の取得原価は原則として立木の育成に要した更新・保育の支出額（ただし造林に要する借入金の利子支払額を除く）ないし立木の購入価格とした。更にこの取得原価による立木資産額に資産としての実質的意味を持たせるため資産の再評価を行うこととし、その実施は昭和48年度と昭和51年度の2回に亘って行われた。その結果立木資産額はそれまでの約6,000億円から一挙に3兆7,000億円を超える6倍以上の金額となったのである（図1を参照のこと）。

国有林経営の財政難のため昭和51年に初めて導入された400億円の長期借入金は今々加速度的に累増することになるのであるが、それ以後その借入金によって行われた造林の利子を除く育成原価は立木資産額に年々加算され、その増加額は昭和52～57年度の6年間に実に2,400億円以上にも達した。更に昭和58年度からは、この様な立木の取得原価たる立木資産額に造林事業に要した長期借入金の利子も育成原価として算入することになった^{注22)}。

その理由は長期借入金によって造林が行われる場合、その支払利子は、立木生産の長期性にもとづく「収益費用の対応関係」からみて、期間費用（収益的支出）とするよりは育成原価（資本的支出）として立木資産額に累計するを可とする見解がとられたことによる、とされている。

しかしこれは表面的な理由と思われるのであって、最も根本的な理由は、実は国有林の財政難から、借入金のわくを実質的に広げることにあつたとみられる。即ち国からの融資としての借入金は投資対象の経費に限定されているところから、利子も含めた造林費を投資対象の経費とすることによって、借入金額の増大を合法的に可能にする措置として考え出されたものであると解されるのである。

このように借入金の利子が立木資産の取得原価に算入されるようになって、立木資産増加の速度はますます加速され、昭和58年度は昭和57年度に比べ、立木資産額は一挙に1,268億円も増加することになった。その結果、期間費用としての支払利子は昭和57年度は515億円であったものが、昭和58年度では203億円に減少し、それだけその年度の赤字を少くしたことになった。しかし昭和60年度では早くも304億円にもなっている。立木の総資産額（昭和63年3月31日現在）は約4.72兆円^{注23)}（8.09963億㎡）となり、従って立木総平均1㎡当りでは5,827円にもなっている。人工林では伐期末満の立木が多くを占め、又売買しえない保安林や奥地のしかも広葉樹など不採算林の立木を多く含む国有林の立木平均売買価としては、これは相当に高い価格とみななければならない。この様に過大とも言う

注21) 昭和48年6月国有林野事業特別会計経理規定の改正が行われた。

その要点は立木資産の経理方式を蓄積経理方式から取得原価方式に変更した点である。

注22) 林野時報 1984年11月号 P. 21～22